

## 南相馬市車いす同乗軽自動車貸出事業の概要

### 1. 登録（市長寿福祉課です）

- (1) 利用申請書兼借受登録台帳に記入をしていただく。  
※別紙①のとおり
- (2) 誓約書に記入、捺印をしていただく。  
※別紙②のとおり
- (3) 運転手になる方の免許証をコピーする。
- (4) 登録番号を記入し、登録台帳及び免許証コピーを市で保管。

### 2. 予約（はらまちひばりです）

- (1) 空き状況を確認し、お名前、利用日、使用開始時間、使用終了予定時間を確認する。
- (2) 予約受付表に記入（黒ペン・キャンセル等は赤ペン）
- (3) 利用希望日が近い、もしくは重なってしまった場合は、利用者様の借用時間を変更できるか伺う。→できない場合はお断りする。

### 3. 貸出

- (1) 運行記録簿、鍵を渡す。
- (2) 返却の際は、運行記録簿を記入していただき、受け取る。
- (3) 運行記録簿は、はらまちひばりで保管する。  
※返却時、運転手と車輛の確認を行う（車内・車外）忘れ物や傷の確認

### 4. 貸出車輛（2台）

ホンダ	NBOX	No.33-73	1号車
ホンダ	NBOX	No.33-74	2号車

### 5. 貸出制限

#### I. 利用できる人

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 寝たきりで、単独で移動することが困難な者
- (3) 重度の障がいにより、車いすを利用しなければ歩行が著しく困難な者
- (4) 重度の障がいにより、公共交通機関を利用することが困難な者
- (5) 上記（1）～（4）までに該当する者の介護者
- (6) その他 市長が認めた場合

#### II. 利用できない人

- (1) 運転者の年齢が21歳未満の場合
- (2) 運転者の運転経験が3年未満の場合



### Ⅲ. 利用できる用途

- (1) 高齢者等の医療機関及び公的機関への外出
- (2) 高齢者等の社会生活上必要な外出
- (3) その他市長が貸出理由として適当と認めるもの

### Ⅳ. 利用できる地域

- (1) 原則として市内
- (2) 利用する医療機関及び公的機関の所在地が他市町村の場合又は社会生活上必要な外出であって市長が適当であると認めた場合は、市外への使用を認める（長寿福祉課に確認）

※有料道路、有料駐車場を利用するときは、利用者様の負担とする

### Ⅴ. 利用期間

- (1) 原則として2日以内
- (2) 市長が認めた場合は、7日以内が限度

### Ⅵ. 利用回数

- (1) 原則として月4回以内（1人につき）
- (2) 緊急の場合及びやむを得ない場合は、この限りではない。

### Ⅶ. 利用時間

午前8時半～午後5時まで

## 6. 利用料

無 料